

第2節 平成20年度における業務実績評価の状況

平成20年度においては、国立公文書館等102の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後7回目の業務実績の評価が実施された。また、87の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく4回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、綜合法律支援法に基づく2回目の業務実績の評価が実施された。

1 府省評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成20年6月末までに、平成19年度の業務の実績についての評価の対象となった103法人から19年度の業務実績報告書の提出を受け、また、これに加えて19年度末に中期目標期間が終了した29法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれも府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、ほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、6月末までに19年度の業務実績報告書の提出を受け、これらの委員会で定めた評価基準に基づき審議を行い、それぞれ8月下旬、10月上旬に評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成19年度及び20年度に中期目標期間が終了する35の独立行政法人を所管する9つの府省においては、これらの独立行政法人の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

(2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」とされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定のうちから評定を付する段階別の評価方法を採用するものが多いが、総合評価については、数段階の評定のうちから評定を付する評価方法を採用するもの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用するものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表45参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 ▫ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らし、 <ul style="list-style-type: none"> A A : 中期目標を大幅に上回って達成 A : 中期目標を十分達成 B : 中期目標を概ね達成 C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> S : 中期計画の実施状況が当事業年度において極めて順調である。 A : 中期計画の実施状況が当事業年度において順調である。 B : 中期計画の実施状況が当事業年度においておおむね順調である。 C : 中期計画の実施状況が当事業年度においてやや順調でない。 D : 中期計画の実施状況が当事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。
財務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> A+ : 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B : 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C : 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。 • 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 • 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 • 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。	
<p>文部科学省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>● 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については次の考え方とする。</p> <p>S: 特に優れた実績を上げている。(客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上)</p> <p>B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)</p> <p>C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満)</p> <p>F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p> <p>● 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 □ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 □ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 <p>● 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</p> <p>● 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。</p>	<p>記述式</p> <p>● 項目別評価を総括するものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 評価結果の総括 □ 評価を通じて得られた法人の今後の課題(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) □ 評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性 □ 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。
<p>厚生労働省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>● 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。</p> <p>S: 中期計画を大幅に上回っている。</p> <p>A: 中期計画を上回っている。</p> <p>B: 中期計画に概ね合致している。</p> <p>C: 中期計画をやや下回っている。</p> <p>D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。</p>	<p>記述式</p> <p>● 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 □ 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。
<p>農林水産省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。</p> <p>○農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 数値の達成度合が100%以上であって特に優れた成果が得られた a : 数値の達成度合が100%以上 b : 数値の達成度合が70%以上100%未満 c : 数値の達成度合が70%未満 d : 数値の達成度合が70%未満であり、その要 	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</p> <p>● 総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を-1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。</p> <p>A : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a : 数値の達成度合が 90%以上 b : 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c : 数値の達成度合が 50%未満 d : 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった • 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a : 設定した指標が達成された b : 設定した指標が概ね達成された c : 設定した指標が達成されなかった d : 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a : 設定した指標が達成された c : 設定した指標が達成されなかった d : 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <p>○ 種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <p>中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間（5年間）で除して得られた数値（年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値）を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、100%以上の達成度合 B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C : 目標値に対して、90%未満の達成度合 D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった □ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった 	<p>B : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満</p> <p>C : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> • ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>※評価項目によっては、S A B C Dの基準の表現が若干異なる。</p> <p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 例：「〇〇程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S：数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた A：数値の達成度が90%以上 B：数値の達成度が50%以上90%未満 C：数値の達成度が50%未満 D：数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった □ 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S：計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施されなかった D：計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった <p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S：計画を大幅に上回る業績が挙げている A：計画に対して業務が順調に進捗している B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている C：計画に対して業務の進捗が遅れている D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている <p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> s：中期計画を大幅に上回り業務が進捗している（達成割合が120%以上） a：中期計画に対して業務が順調に進捗している（達成割合が90%以上120%未満） b：中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている（達成割合が60%以上90%未満） c：中期計画に対して業務の進捗が遅れている（達成割合が30%以上60%未満） d：中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている（達成割合が30%未満） <p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S：計画を大きく上回って業務が進捗している A：計画に対して業務が順調に進捗している B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている C：計画に対して業務の進捗が遅れている D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている □ 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S：数値の達成度合いが120%以上 A：数値の達成度合いが80%以上120%未満 B：数値の達成度合いが60%以上80%未満 C：数値の達成度合いが30%以上60%未満 D：数値の達成度合いが30%未満 <p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> a：数値の達成度合いが100%以上 b：数値の達成度合いが70%以上100%未満 c：数値の達成度合いが70%未満 □ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 	<p>• 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> A：計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった <p>• 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>• 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績（学術的・社会的インパクトの大きい）等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。</p> <p>• 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。</p> <p>• なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。</p> <p>• 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① S評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 ④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況 <p>• 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 設定した指標が達成された b : 設定した指標が概ね達成された c : 設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 設定した指標が達成された c : 設定した指標が達成されなかった • ただし、a 評価の小項目について、達成率等により s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。 <hr/> <p>○ 農業者年金基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 数値の達成度合が 100%以上 b : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c : 数値の達成度合が 70%未満 □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 数値の達成度合が 90%以上 b : 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c : 数値の達成度合が 50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 設定した指標が達成された b : 設定した指標が概ね達成された c : 設定した指標が達成されなかった • ただし、a 評価の小項目について、達成状況等により s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。 <hr/> <p>○ 農林漁業信用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> A : 数値の達成度合が 100%以上 B : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 C : 数値の達成度合が 70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A : 設定した指標が達成された B : 設定した指標がおおむね達成された C : 設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A : 設定した指標が達成された C : 設定した指標が達成されなかった • 必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。 <hr/> <p>○ 緑資源機構</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 中期計画に対して概ね順調に推移している (達成割合が 90%以上) b : 中期計画に対して一部遅れが見られるものの、中期目標期間において達成が可能な範囲にある (達成割合が 50%以上 90%未満) c : 中期計画に対して顕著な遅れが見られる (達成割合が 50%未満) • ただし、a 評価の小項目について、達成率等により a + 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 大項目の評価結果について集計し、3 段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して 3 段階評価を行う。 • ただし、必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 各大項目の評価結果について、達成割合を算出し、評価を行う。 • 機構の業務の実績の評価が、適正に、かつ、国民に解りやすい形で行われるべきであることに留意することとしている。
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 ① 業務運営の効率化に関する事項 ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめて直接合算を行う。) ① 業務運営の効率化に関する事項：20%

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>④ その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。 ②役職員の給与等の水準は適正か。 ③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。 ④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。 ⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。 	<p>② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項: 50～60%</p> <p>③ 財務内容の改善に関する事項:20%</p> <p>④ その他業務運営に関する事項:0～10%</p> <ul style="list-style-type: none"> 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、 <ul style="list-style-type: none"> AA:4.5<X≤5.0 A :3.5<X≤4.5 B :2.5<X≤3.5 C :1.5<X≤2.5 D :1.0≤X≤1.5 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度業務実績報告の各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 5点:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 4点:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 3点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 2点:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 1点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付記することとする。特に、5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営評価による評定を踏まえ、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価する。 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について以下のとおり判断することを原則とする。但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で、これを行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が <ul style="list-style-type: none"> □ 120%以上である場合:「極めて順調」 □ 100%以上 120%未満である場合:「順調」 □ 80%以上 100%未満である場合:「概ね順調」 □ 80%未満である場合:「要努力」 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価することにより、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。
環境省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況の評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動全般、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体について、左記の事項別評価の結果を踏まえ総合評価を行う。 事項別評価の結果を単に平均化するのではなく、法人の目的等に照らし、法人全体と

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S: 中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A: 中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B: 中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C: 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D: 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。 国立環境研究所の研究業務は、研究所において実施する外部専門家の研究評価結果も積極的に活用。 	<p>しての業務を総合的に判断しつつ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標、中期計画に掲げられた事項のみならず、独自の取組等も考慮。 総合評価は、左記の評価基準により実施し、併せてその判断の理由、根拠等を記載する。 総合評価を実施するに当たっては、業務運営の改善に関する事項の検討を行う。
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の項目等に即し4段階評価。 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価。 A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。 B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。 C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った自己評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。 	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対するものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> 特筆すべき進捗状況にある 順調に進んでいる おおむね順調に進んでいる やや遅れている 重大な改善事項がある 「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的・ 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、中期目標期間終了時の評価において、国立大学法人評価委員会(独)大学評価・学位授与機構に対

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。	し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成18年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表46. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	「移管の申出がなかったファイルについて、移管のための更なる努力を期待する」との指摘を踏まえ、平成19年度の移管協議において申出のなかったファイルについては、各府省の行政文書ファイル管理簿中、廃棄文書又は延長文書の中から移管基準に照らし、移管対象文書として該当すると見られる文書について追加協議を実施し、積極的に移管の促進を要請した結果、平成18年度572ファイルの追加から平成19年度は858ファイルと増加した。
	国民生活センター	「今後、更なる情報交流を進め、中核的機関としての役割を高められたい」との指摘を踏まえ、平成19年度は合計2,830件(国会206件、内閣府143件、経済産業省1,427件、その他省庁1,054件)の依頼があり、全てに回答。死亡・重篤事故に係る危害情報については、死亡事故136件、重篤事故441件について提供を実施。PIO-NET情報を関係各省と共有するため、3月末までに10省庁・1独立行政法人にPIO-NET端末を設置した。
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	「代表研究者委員会(COPI)と業務運営委員会(MACO)の活用等により、組織内のコミュニケーションの円滑化に努める必要がある」との指摘を踏まえ、COPI及びMACOの活用による組織内のコミュニケーションの改善を引き続き実施。例えばワークショップやライブラリー・コミッティ等のように特定の事項については、COPIの下に分科会を設けることで組織内のコミュニケーションの更なる改善を行った。これらの分科会からの提言により、意思決定及び実施が迅速に行えるようになった。
財務省	酒類総合研究所	酒類及び酒類業に関する講習業務について、より一層の受講者ニーズを反映させた講習の実施を指摘されたことを踏まえ、19年度は新たに清酒官能評価講習を実施し、清酒専門評価者の認定を行った。
	国立印刷局	守秘義務を有する製品に係る秘密漏洩防止の管理状況について、十分な対応であるとは言い難い点もあるとの指摘を踏まえ、「国立印刷局コンプライアンス・マニュアル」や「国立印刷局情報セキュリティハンドブック」を作成し、全職員に配布するとともに、各種研修を実施した。
	通関情報処理センター	民間の貿易関連システムや諸外国の通関システムとの連携に出来るだけ対応して欲しいと指摘されたことを踏まえ、民間の貿易関連業務との接続を実現し、また、諸外国の通関システムとの連携に向けて、国際連携システムの開発を進めている。 システム障害に対する対応について、システムの安定的な運営のため、総合点検や業務繁忙期の特別点検など必要な点検を引き続き実施すべきとの指摘に対し、これらに継続的に取り組んでいる。
	奄美群島振興開発基金	「民間銀行からの電子化情報の入手につき引き続き努力が必要」と指摘されたことを踏まえ、地元金融機関から保証付融資の情報を毎月電子ファイルで報告を受けていたのに加え、地元金融機関以外の民間金融機関についても、電子ファイルにより報告を受けるとし、電算入力事務にかかる一層の省力化及び期中管理事務の強化に努めた。
文部科学省	日本スポーツ振興センター	「スポーツ振興くじの売上額及び投票勘定の繰越欠損金の残高が目標値を達成されておらず、業務の改善が必要であり、今般の売上回復を確実なものにする」とともに、一層の経費節減に努め、スポーツ振興投票等業務の財務内容の健全化に取り組むことが急務である」と指摘されたことを踏まえ、本業務の効率的な実施等による経費節減及び、2008年シーズン(平成20年)2月からは「BIG100」の販売を開始するなど、売上向上効果が期待できるあらゆる事項への取り組みによる収益の確保を図り、財務内容を大幅に改善した。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	日本学生支援機構	「奨学金貸与事業に係る滞納分回収率や、新規返還者に係る返還率が低下しており、対策を講じる必要がある」と指摘されたことを踏まえ、滞納分の回収については、延滞者の返還を促進するため、コンビニ等を活用した収納方式を導入するための準備を行い、平成20年10月から導入の運びとなった。また、新規返還者に対しては、各学校と連携して返還説明会を実施し、返還の重要性とその手続きについて機構職員から直接説明を行い、返還意識の徹底を図った。
	国立女性教育会館	「海外の関係機関等と協定を締結したり共通の課題について共同研究やシンポジウム等を行うことにより、知見の交流を行い、アジア太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献してほしい」との意見を踏まえ、韓国の協定締結機関の協力による国際フォーラムの開催や、地球規模の課題である人身取引に関して、海外の関係機関の協力を得て調査研究を行うとともに、女性のエンパワーメントに資するセミナーを実施する等アジア太平洋地域の男女共同参画の推進に努めた。
	宇宙航空研究開発機構	「陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)データのより迅速な観測・提供、国民への情報発信を充実させることを期待する」との意見を踏まえ、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震等、国内外からの50件の緊急観測要請に対応し、「だいち」による迅速な観測・データ提供を実施するとともに、防災関連省庁と「だいち」による防災利用実証実験を進めている。
	理化学研究所	「厳しい国家財政の中、理研の使命を達成するには、研究者がすばらしい研究を行うだけでは困難であり、国民にその意味を十分に理解してもらい、国民の支持を得ることが必要である」と指摘されたことを踏まえ、プレスリリースの解説をホームページに掲載するほか、理研ニュース、Annual Report 等の出版物、科学講演会・展示会等など各種情報発信により最新の研究成果をわかりやすく紹介するように努めるとともに、効果的な広報活動を行うための国民へのアンケート調査・理解度調査のあり方について検討を開始した。
厚生労働省	労働者健康福祉機構	<p>「今後予定されている病院の再編についても順調な取組を期待する」との指摘を踏まえ、労災病院の再編計画により廃止・統合することとされた病院については、すべて作業を完了した。</p> <p>「今後は、制度の内容について検討し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる制度を策定することが期待される」との指摘を踏まえ、急激な医療環境の変化に対応するため自らの内部環境(強み、弱み)、外部環境(機会、脅威)を総合的に把握する手法としての「SWOT分析」を改めて全労災病院において実施し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる成功要因を見出し、BSCにおけるビジョンの実現へつなげていくこととした。</p> <p>「今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待することに加え、勤労者の新しいニーズに対応した研究成果を蓄積することを期待する」との指摘を踏まえ、勤労者の新しいニーズに対応した研究としては、「勤労者のメンタルヘルス分野」において、勤労者の仕事による疲労蓄積度を脳血液量により客観的に評価する研究、また「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野」において、メタボリックシンドロームに対する労働環境からのアプローチを検討する研究を行った。</p>
	福祉医療機構	「心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により繰越欠損金が発生している。当該欠損金の解消に向け、国において制度の見直しを行うことを期待する。」との指摘があったところであるが、平成20年4月から制度改正されることとなり、この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなった。
	労働政策研究・研修機構	「労働政策フォーラムは適切に実施されているが、参加者アンケートで「大変有益である」との回答の割合が比較的少ないことが今後の課題である。」との指摘を踏まえ、第1回フォーラム参加者のうち、大学等の就職支援担当者及び企業の採用担当者(計122名)に対するフォローアップアンケート調査を実施(平成20年2月)し、今後参加者にとって一層満足度の高いフォーラムを企画する上での参考とするとともに、いずれの回も各テーマの内容に沿ったきめ細かな案内を行った。なお、平成19年度のフォーラム参加人数は延べ1515人・平均216人/回(前年度延べ1400人・平均200人/回)に達するとともに、参加者に対するアンケートでは、「大変有益」および「有益」と答えた割合が91.0%(前年度実績:90.5%)と年度計画(80%以上)を大きく上回る評価を得た。
	雇用能力開発機構	雇用開発業務(相談等業務)の満足度調査について、「アンケート手法等については改善の余地があることから、利用者の意見等をより的確に把握できるようにするとともに、当該アンケート調査結果を分析して業務の質の向上に反映さ

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>せるべきである」との指摘を踏まえ、相談、セミナー、講習、研修等の終了後のアンケート調査結果を、各都道府県センターの雇用管理ケース会議等において分析して課題を検討し、例えば、労務関係等の抽象的な内容について、具体的な実例を紹介したり、事例紹介した事業所の参加により活発な意見交換につなげるなどの業務の改善を図り、業務の質の向上に反映させた。</p> <p>在職者訓練について、「アンケート調査の実施に当たっては、マイナス評価の回答も含め、受講者及び事業主の意見をよりの確に把握できるようにするとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにするべきである」との指摘を踏まえ、アンケート調査結果及び習得度測定の結果を分析し、カリキュラムの見直しなど業務の質の向上に反映させた。</p> <p>情報提供について、「今後は、ホームページの中で利用されている情報の内容や、それぞれへのアクセス件数についても更に分析する必要がある」との指摘を踏まえ、アクセス件数について分析した結果、約6割が職業訓練や助成金制度等の内容紹介、約2割が教育訓練機関・コース情報等のデータベースへのアクセスとなっていることが分かった。</p>
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成 18 年度から報告期限が定められた任意調査について、18 年度においては、13 案件の報告遅延が認められたが、厳格な進行管理が必要であると指摘されたことを踏まえ、19 年度においては、厳格な進行管理に努めた結果、報告の遅延はなかった。
	種苗管理センター	栽培試験の結果報告等について、迅速な実施が望ましいと指摘されたことを踏まえ、作業分担の明確化等の取組を進めた結果、平成 19 年度は栽培試験終了から結果報告書提出の平均期間を 3.1 か月（18 年度は平均 4. 2 か月）とした。
	家畜改良センター	コンプライアンス委員会の設置が必要であると指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度に検討した結果、20 年 4 月にコンプライアンス委員会を設置した。
	水産大学校	経費節減、外部資金獲得の成果は評価できるが、更に一層経費節減と効率的運営へ努力を望みたい。特に知的財産の取得増加を期待すると指摘されたことを踏まえ、一層の経費節減に努めるとともに、前年度を上回る件数の外部資金を獲得した。また、知的財産についても、新たに2件の特許出願を行ったほか、2件が特許登録された。
	農業・食品産業技術総合研究機構	外部機関との連携強化や人事交流の実績を拡大することを期待するとの意見を踏まえ、東京リエゾンオフィスや産学官連携本部を設置し、マッチングに取り組んだ結果、共同研究等3件の契約に成功した。また、平成 19 年度中に新たに4件の連携大学院の協定書を取り交わした。
	農業生物資源研究所	重点化の方向性を明確にして取り組むことを要請するとの意見を踏まえ、平成 20 年度は、重要研究と位置付けているイネ、ダイズ、カイク、ブタのゲノム研究に重点的に予算配分を行った。
	農業環境技術研究所	普及に移しうる成果の件数の目標達成に向けた取り組みを期待すると指摘されたことを踏まえ、普及に移しうる成果を挙げた研究件数が、平成 18 年度の5件から 19 年度は9件となり、目標をやや上回った。
	国際農林水産業研究センター	受託収入について、計画額を下回っていると指摘されたことを踏まえ、外部資金獲得の取り組みを強化した結果、平成 19 年度計画予算額 197,477 千円に対し、実績は 315,036 千円となった。
	森林総合研究所	日本の森林研究の中央機関として、長期的視野にたった研究が戦略的に推進されることを望むという意見を踏まえ、中長期的な研究戦略ロードマップ「2050年の森」を策定し、研究戦略の礎にするとともに、HP 等で広く広報し、研究所の研究推進方向を明確にした。
	水産総合研究センター	調査船の運用についてスリム化を推進すべきと指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度に中型船 1 隻の削減を行った。また、調査船の効率的な運用について引き続き検討している。
	農畜産業振興機構	地方出先機関の見直しについて検討されたいと指摘されたことを踏まえ、検討した結果、地方事務所及び出張所を 10 か所から 3 か所に再編合理化した。
	農業者年金基金	業務運営の効率化の観点から、連絡事務所の必要性について検討されたいと指摘されたことを踏まえ検討した結果、九州連絡事務所については平成 20 年度末、北海道連絡事務所については平成 22 年度末をもって廃止することを決定した。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	農林漁業信用基金	今後も適切な経費の削減に取り組むことにより、中期計画が着実に達成されることを期待するとの意見を踏まえ、人員削減等による人件費の削減(平成17年度決算対比で101百万円(8.3%)削減)等により経費の削減に取り組んだ。
	緑資源機構	談合は評定項目外の問題であるが、業務運営の一環であることは間違いなく、改善を要するとの意見を踏まえ、平成19年度においては、外部有識者からなる「入札談合再発防止対策等委員会」を設置して、事件の事実関係の調査や再発防止対策の検討を行い、その実施を図った。
経済産業省	経済産業研究所	競争的資金獲得について、予算計画が未達成であり更なる改善の余地があると指摘されたことを踏まえ、組織を上げての努力をおこなった結果、予算計画における目標額を上回る額を獲得している。
	産業技術総合研究所	地域センターについては一層の選別充実化を望むとの指摘を受けて、北海道センターにおいて完全密閉型遺伝子組み換え植物工場を設置し、医薬品製造技術等の研究開発に成果を挙げた。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	組織内教育では習得できない分野に関しては、外部からの人材の登用が望まれるとの指摘を受けて、新たに、超微細加工技術、MEMS技術、ナノテクの3分野の専門家をプログラマナーとして採用し、技術領域を拡充した。
	日本貿易振興機構	国民・社会ニーズに応えたジェトロの事業を着実に実施しながら、自己収入を増やしていくことが望ましいとの意見を踏まえ、受益者負担単価の見直しや会員数の拡大努力等を通じ、単年度比で自己収入が着実に増加するなど、拡大に向けた取組が行われている。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	備蓄コストの低減について契約等の見直しにより効率化を検討しており、適切と考えられる。ただし、安全性の確保については常に考慮が必要であるとの意見を踏まえ、総合防災訓練、テロ対策を踏まえた国民保護法訓練、災害対応訓練等、各種安全防災訓練を実施した。
国土交通省	土木研究所	つくば中央研究所と寒地土木研究所の円滑な運営、統合メリットが十分に発揮されるよう、充実した連携システムの整備、具体的・強力な取り組みが必要と指摘されたことを踏まえ、水災害・リスクマネジメント国際センターにおいては、技術面のみならず、社会、経済、制度、文化等の側面を含む分野横断的な戦略に基づき、世界の水関連災害の防止、軽減のための研究・研修・情報ネットワーク活動に取り組んでおり、また、寒地土木研究所と連携し、アジアにおける洪水被害軽減ワークショップを開催するなど、統合のメリットが十分に発揮されるよう努めている。
	建築研究所	二酸化炭素排出抑制対策等の環境問題に関する研究の推進に更に努められたいとの意見を踏まえ、平成19年度より3カ年の計画で、重点研究開発課題として「二酸化炭素排出抑制に資する新エネルギー技術の住宅・建築・都市への適用に関する研究」ほか2件の環境問題に関する研究課題を立ち上げ、環境問題に関する研究の推進に努めた。
	交通安全環境研究所	大量の受託業務をこなすマンパワーの確保と育成について、長期的な戦略の策定が求められるとの意見を踏まえ、平成19年度については人材確保と技術・技能伝承を体系的に行うべく、外部人材採用等の措置を講じ、20年度以降については独立行政法人整理合理化計画において4研究所の統合の方針が示されたことから、長期的な人材戦略の策定は統合後の組織・体制の検討の中で議論していくこととした。
	海上技術安全研究所	熟練した技能を有する船員の確保が政策課題となっており、そのための対応が急がれている中で、早急な対応を期待したいとの意見を踏まえ、中期目標に示された「海事産業における熟練技能を有する人材の減少の対応に必要な基盤技術の開発のための研究」において継続的に取り組むこととした。
	港湾空港技術研究所	所全体の事務事業の簡素化を進める中で、研究者の事務的業務量の負担を軽減するような取り組みを期待するとの意見を踏まえ、電子決済システムによる業務範囲の拡大など、研究者の負担軽減と事務系職員の負担軽減とともに達成できるように配慮した。
	電子航法研究所	システム開発は特定の個人に依存することが多いが、システムのメンテナンスは職場全体で管理する配慮が必要と指摘されたことを踏まえ、予算管理システム・資産管理システムの運用保守については、管理部門において組織的に実施しており、日々の更新データのバックアップ、システムの機能不全などに適宜対応した。
	航海訓練所	海運業界との情報交換を通して、教育の質の改善に結びつく成果が生まれることを期待したいとの意見を踏まえ、平成19年度、鹿児島において内航海運会社を対象とした練習船視察会を実施し、練習船実習を視察頂くと共に情報交換を

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		行った。今後とも、視察会などを積極的に計画・実施し情報交換を行うことにより、海運企業の意見等を収集し、これらを教育訓練に反映するように努めることとした。
	海技教育機構	海上技術コースの就職率が目標を下回っている、広報活動について努力は認められるが結果に結びついていないと指摘されたことを踏まえ、平成19年度は就職情報サイトの活用、船社訪問、船員就業フェアへの積極的な参加等により、それぞれの課程で目標値を上回った。20年度も引き続き就職率の向上に努めるとともに、本部に入試対策室を設け、各校がそれぞれ実施していた入試制度について見直し、入試制度の統一、水産高校指定校推薦制度の創設等種々の取り組みを実施し、19及び20年度定員を全体として確保した。今後も少子化、若者の海離れの中で、更に広報活動に工夫をこらし船員の確保育成に努めることとした。
	航空大学校	教育コストの分析・評価について平成18年度計画では「分析を行う」とあるが、18年度に行われたことが「分析を開始している」となっているのは、計画より遅れているということではないかと指摘されたことを踏まえ、19年度からは、さらに詳細な分析ができるよう、各校ごとに分けて整理した。
	自動車検査	検査コース閉鎖時間の短縮は重要な課題であり一層重点的に取り組むべき、事故発生原因別の目標を立てて再発防止対策に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、平成19年度は、「オートマチック車による損傷等事故防止」等の発生原因を重点事項として盛り込んだ「安全衛生実施計画」を策定し、職員に周知することにより意識改革を図り、また、事故速報を發出して事故防止意識の向上を図った。20年度においても、発生原因を重点項目に定めた「平成20年度安全衛生実施計画」を策定するとともに、責任区分毎による削減計画を定めて事故防止に努めることにより、コース閉鎖時間の短縮に取り組むこととした。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	技術開発が10年単位の長期にわたること、職員の年齢構成から技術伝承が大きな問題になっていることに鑑み、技術力の持続的向上を第一に、優秀な人材は積極的に確保すべきと指摘されたことを踏まえ、平成19年度においても、職員の年齢構成においてひずみとなっている30代から40代までの職員について積極的に社会人採用を実施し、常勤嘱託制度によるシニア世代の活用についても引き続き実施した。 あわせて、鉄道建設を行っている鉄道会社等に機構から若手、中堅技術者を派遣して、職員の技術力の向上を図るとともに、鉄道会社からも職員を受け入れ、機構の培った鉄道建設に係るノウハウや技術力の普及に努めた。また、鉄道技術に限らず、専門分野を超えた幅広い見識を身につけるため、都市行政等に関する知識習得を目的として鉄道建設の若手技術者の東京都への派遣を実施した。
	国際観光振興機構	次期中期目標・中期計画策定に向けては、「i」案内所の数だけを目標とするのではなく、プライオリティの高い場所への設置等について検討すべきと指摘されたことを踏まえ、外国人観光客の導線といった視点から国内における望ましい設置箇所・エリアについて、地方自治体・地方運輸局等を個別に訪問し、箇所選定の働きかけを行った。
	水資源機構	今後談合疑惑などを招くことがないように、コンプライアンスの徹底に取り組まれないと指摘されたことを踏まえ、外部有識者参画の下、入札談合調査等委員会を設置し、一般競争入札の拡大や、入札談合等不正行為に係るペナルティの強化、事件に関与した企業への再就職の自粛、全職員を対象とする法令遵守に関する説明会、倫理懇談会の倫理委員会への格上げ等の再発防止策を平成19年6月15日に取りまとめ実施した。
	自動車事故対策機構	重度後遺障害者や交通遺児などが漏れることなく機構が行う被害者救済対策が受けられるよう、的確な情報提供や周知・宣伝等を行うことにより、機構の認知度の向上に努める必要があると指摘されたことを踏まえ、市区町村、警察署、病院関係機関、業界団体と連携を図り、パンフレット及びポスターの配布・掲示依頼を行うとともに、市町村の広報誌に掲載すること等によってPRに努めた。 また、平成19年10月から自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報提供とともに、全国の自動車事故に起因する法律・金銭・介護など悩み事に対応して各種相談機関の相談窓口を総合的に照会する「交通事故被害者ホットライン」を開設し運用を開始した。
	空港周辺整備機構	事業費のコスト縮減については、他動的に事業費が決定されるという側面があり、機構の努力による達成評価を適切に評価ができるような目標・計画を工夫する必要があると指摘されたことを踏まえ、機構によるコスト縮減策として、再開

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		発整備事業については、民間活力活用型的手法により借受者の提案を積極的に取り入れた(大阪1件、福岡4件)。また、平成 20 年度計画においては、事業費のコスト縮減について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進することとした。
	海上災害防止センター	防災措置業務等やむを得ない場合を除き、随意契約の適切な見直しを実施すべきであると指摘されたことを踏まえ、平成 19 年 12 月に「随意契約見直し計画」を制定し、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札への移行を図った。
	都市再生機構	財政体質の強化は今後の経営の安定化のための基本となる事柄であることから、引き続き繰越欠損金の解消、有利子負債の削減、資金調達手法の多様化、減損会計導入による適正な資産評価等に取り組むべき、また、ニュータウン用地などを市況の良い時に売却し、欠損金の前倒しでの削減に一層努めるべきと指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度も、繰越欠損金の早期解消を目指し、経営改善に向けた取組を着実に実施した。特にニュータウン用地の供給・処分の計画を上回る実績をはじめとするバランスシートの改善により、有利子負債は前年度末比で概ね 7,800 億円程度削減し、機構設立時から2兆円以上削減した。 また、年度計画(806 億円)には届かないものの、741 億円の純利益を計上し、繰越欠損金(機構設立時 7,288 億円)も、概ね6割の 4,200 億円台にまで順調に解消した。 なお、18 年度の減損会計導入に続き、19 年度は販売用不動産等について低価法を適用し、時価が簿価を下回った場合に、簿価を時価まで切り下げる会計処理とした。
	奄美群島振興開発基金	リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっていることから、奄美群島内の事業者等の実情にも十分留意しつつ、引き続き、これらの取組を進め、財務の健全化に努める必要があると指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度においては、更なる期中管理の強化を図るため、審査から管理まで一貫した期中管理全般を業務課で所管することとし、管理課は特別管理債権について集中管理を行うなど債権管理体制の見直し等を行っており、リスク管理債権の減少等の効果もあったことから、収支においては 18 年度に引き続き若干の利益を計上した。 また、20 年度においては、保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援するほか、引き続き中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生の抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額の取組を行うなど更なる財務の健全化に努めることとした。
	日本高速道路保有・債務返済機構	組織について、業務実態や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、継続的に点検を行い、機動的に見直しを図る必要があると指摘されたことを受けて、平成 19 年度中に次のとおり見直しを図った。 ・ 経理・資金業務を経理部に集約(関西業務部資金課の廃止) ・ 機構保有資産に係る資産管理体制の整備・強化(経理課、管理課の体制強化) ・ 総務部担当部長の減
環境省	環境再生保全機構	地球環境基金業務の助成事業について、第三者による事後評価を成果報告に活用すべきとの指摘を受けて、事後評価結果を取りまとめ、評価対象団体に伝え、ホームページで公表した。
法務省	日本司法支援センター	利用者のニーズ調査については、より客観的・効果的な調査方法の検討が望まれるとの意見を踏まえ、コールセンターのオペレーター等のサービス提供者が情報提供直後にその場で満足度を聞く方式から、ウェブによるアンケート調査方式へ変更した。

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)

及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成21年7月までに全ての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成21年7月現在、内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において公表されている。

図表47. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成14年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、平成21年7月現在、内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省及び環境省の各府省又はその所管する法人が、平成19年度業務実績評価の結果を踏まえて、平成20年度及び21年度の予算等に反映させた事例を公表したところである。